

令和3年度第3回長野県自立支援協議会 次第

日時：令和4年3月15日（火）

13：30～15：30

場所：本館特別会議室（Web会議）

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

（1）専門部会等の活動状況等について

（2）地域生活支援拠点等の運営状況について

（3）圏域からの課題について

（4）その他

4 閉 会

長野県自立支援協議会 委員名簿

[任期：R3. 6. 1～R5. 5. 31]

(敬称略)

設置要綱 (第4条)	氏 名	役 職 等	備 考
第1号	大堀 尚美	長野県ピアサポートネットワーク 代表 NPO法人ポプラの会 事務局長	当事者団体代表
	小林 和夫	長野県身体障害者福祉協会 理事長	
	中村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	
第2号	早水 卓也	(福)佐久学舎 統括	佐久圏域代表
	原 恵	上田市障がい者支援課 係長	上小圏域代表(行政)
	林 敏彦	(福)この街福祉会 常務理事	諏訪圏域代表
	北嶋 昭	長野県西駒郷 駒ヶ根事業部長兼宮田支援事業部長	上伊那圏域代表
	松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センター 所長	飯伊圏域代表
	鈴木 健二	南木曾町 住民課 課長	木曾圏域代表(行政)
	高木 寿郎	松本市健康福祉部障害福祉課 課長	松本圏域代表(行政)
	鳥羽 章人	大町市民生部福祉課 課長	大北圏域代表(行政)
	浅野 恵子	長野市南部障害者相談支援センター 専門員	長野圏域(長野市)代表
	永井 芳夫	小布施町健康福祉課 課長	長野圏域(須高)代表(行政)
	坂井 道夫	千曲市健康福祉部福祉課 福祉課長	長野圏域(千曲・坂城)代表(行政)
	柄澤 豊	信濃町住民福祉課 課長	長野圏域(北部)代表(行政)
宮澤 俊昭	飯山市民生部 保健福祉課長	北信圏域代表(行政)	
第3号	青木 みどり	長野県LD等発達障害児者親の会「よつ葉の会」会長	公募
	本田 秀夫	信州大学医学部子どもこころの発達医学教室教授	有識者
	長峰 夏樹	長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター所長	
	小林 広美	長野県介護支援専門員協会 会長	
	橋 詰 正	上小圏域障害者総合支援センター 所長	
	丸山 哲	(福)高水福祉会 理事長	
	関谷 真	須高地域総合支援センター 所長	
	藤原 香澄	上伊那圏域障がい者総合支援センター 相談支援専門員	
	熊谷 恵子	(福)森と木 ながの地域相談支援センターベターデイズ 療育コーディネーター	
	上野 隆一	(一社)しょう 事業部長	
	紅林 奈美夫	長野県精神福祉士協会/ 松本圏域障がい者基幹相談支援センター 機能強化コーディネーター	
勝又 小百合	(福)りんどう信濃会喬木悠生寮 主査相談支援専門員		

令和3年度第3回長野県自立支援協議会 出席者名簿

(敬称略)

設置要綱 (第4条)	氏 名	役 職 等	備 考
第1号	大堀 尚美	長野県ピアサポートネットワーク 代表 NPO法人ポプラの会 事務局長	
	池田 義久	長野県身体障害者福祉協会 事務局長	代理出席
	中村 彰	長野県手をつなぐ育成会 会長	
第2号	早水 卓也	(福)佐久学舎 統括	
	原 恵	上田市障がい者支援課 係長	
	林 敏彦	(福)この街福祉会 常務理事	
	北嶋 昭	長野県西駒郷 駒ヶ根事業部長兼宮田支援事業部長	
	松澤 陽子	飯伊圏域障がい者総合支援センター 所長	
	櫻木 悦子 宮下 由佳	南木曾町 住民課 福祉係	
	高木 寿郎	松本市健康福祉部障害福祉課 課長	
	荒井 賢治	大町市民生部福祉課 福祉係長	代理出席
	浅野 恵子	長野市南部障害者相談支援センター 専門員	
	永井 芳夫	小布施町健康福祉課 課長	
	飯島 千明	千曲市健康福祉部福祉課 係長	代理出席
	柄澤 豊	信濃町住民福祉課 課長	
宮澤 俊昭	飯山市民生部 保健福祉課長		
第3号	青木 みどり	長野県LD等発達障害児者親の会「よつ葉の会」会長	
	本田 秀夫	信州大学医学部子どもこころの発達医学教室教授	
	長峰 夏樹	長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター所長	
	小林 広美	長野県介護支援専門員協会 会長	
	橋 詰 正	上小圏域障害者総合支援センター 所長	
	丸山 哲	(福)高水福祉会 理事長	
	関谷 真	須高地域総合支援センター 所長	
	藤原 香澄	上伊那圏域障がい者総合支援センター 相談支援専門員	
	熊谷 恵子	(福)森と木 ながの地域相談支援センターベターデイズ 療育コーディネーター	
	上野 隆一	(一社)しょう 事業部長	
	紅林 奈美夫	長野県精神福祉士協会/ 松本圏域障がい者基幹相談支援センター 機能強化コーディネーター	
	勝又 小百合	(福)りんどう信濃会喬木悠生寮 主査相談支援専門員	

長野県自立支援協議会 幹事名簿

(敬称略)

所属	職	氏名
県民文化部 次世代サポート課	青少年指導主事	西村 智美
健康福祉部 地域福祉課	課長補佐兼自立支援・援護係長	伊東 笑子
	推進員	平塚 直也
健康福祉部 保健・疾病対策課	課長補佐兼心の健康支援係長	高橋 正俊
	保健師	櫻尾 文香
産業労働部 労働雇用課	主事	宮澤 一江
教育員会事務局 特別支援教育課	主任指導主事	藤森 哲
健康福祉部 障がい者支援課	課長	高池 武史
	企画幹兼課長補佐兼管理係長	山本 哲也
	課長補佐兼在宅支援係長	松本 明久
	在宅支援係 医療的ケア児等支援スーパーバイザー	亀井 智泉
	施設支援係 担当係長	百瀬 志津子
	課長補佐兼自立支援係長	大内 貴子
	自立支援係 担当係長	渡辺 公恵
	自立支援係 主事	溝口 歩美

(1) 専門部会等の活動状況について

○人材育成部会

○療育部会

○就労支援部会

○精神障がい者地域移行支援部会

○権利擁護部会

令和3年度 長野県自立支援協議会 人材育成部会 報告

1 本年度のねらい

「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また‘安心して暮らせる地域づくり’を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んでいく。

(1) 障害福祉計画の推進

- ・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の充実
- ・主任相談支援専門員の役割について

(2) 相談支援の質の向上

- ・令和3年障害福祉サービス報酬改定をふまえた報酬制度の理解促進
- ・市町村等との連携

(3) 相談支援従事者養成研修との連携

- ・法定研修と地域の人材育成の連携について
- ・人材育成ビジョンの活用

2 部会の開催及び取組状況

	日程	内容
第1回	5月21日 (Web開催)	今年度の部会の取組について 相談支援従事者主任研修の推薦について
第2回	8月20日 (Web開催)	相談支援従事者初任者研修の実施状況について 圏域の人材育成の場と主任相談支援専門員の活動状況について
第3回	10月29日 (Web開催)	相談支援従事者指導者養成研修の概要について 主任相談支援専門員の活動と人材育成ビジョンについて
第4回	12月23日 (Web開催)	相談支援の質の向上に向けて 加算の活用状況とモニタリングの検証について
第5回	2月7日 (Web開催)	相談支援従事者現任研修の実習について 人材育成ビジョンの一部変更について まとめ

3 成果

○相談支援体制の強化に向けて

令和2年度から都道府県で養成を始めた主任相談支援専門員の各地域での活動状況を共有の上、相談支援専門員の経験に伴って期待される役割を整理し、「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」に追加した。

また、本年度行われた障害福祉サービス等報酬改定の内容について、多くの地域で研修・説明会を実施。事業所において苦手意識が強い報酬算定について助言する方法等を共有した。

4 相談支援関連研修実施状況等

(1) 相談支援従事者養成研修

新型コロナウイルス感染症対策のため、全日程を Web により開催。

①初任研修（7日間+実地研修）	<u>修了者 121 人</u>
②現任研修（5日間+実地研修）	<u>修了者 99 人(見込み)</u>
③主任研修（5日間）	<u>修了者 20 人</u>
④専門別コース研修	
地域移行・地域定着	<u>修了者 20 人</u>
障がい児	<u>修了者 30 人</u>
意思決定支援	<u>修了者 54 人</u>

(2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者養成研修

新型コロナウイルス感染症対策のため、全日程を Web により開催。

①初任者研修講義部分（1日間）	<u>修了者 223 人</u>
②基礎研修（4日間）	<u>修了者 224 人</u>
③更新研修（1日間を5回開催）	<u>修了者 396 人</u>

5 来年度に向けて

(1) 障害福祉計画の推進

基幹相談支援センターや主任相談支援専門員を中核とした地域の相談支援体制づくりの状況の共有（一部改正した人材育成ビジョンを活用し、相談支援体制の役割分担の工夫）

(2) 相談支援の質の向上

報酬制度の理解・運用状況の共有（相談支援の質や地域課題の検討に係る加算の活用促進）

(3) 相談支援従事者養成研修と地域の人材育成体制の連携

養成研修における実習と地域における相談支援事業者の人材育成体制の連携強化（研修における専門性向上のための獲得目標及び指導内容を研修指定事業者と基幹相談支援センター等において共有）

地域の相談支援体制の強化の取組について（国の動向）と 県協議会人材育成部会の取組

国の指針

【目指すべき姿】

- 相談支援事業所の質の向上 + 自治体を中心とした地域の相談支援体制の充実・強化する取組
- 相談支援事業所、基幹相談支援センター、協議会の果たすべき役割と目指す姿を整理

【各自治体で今後取り組むべき事項】

- (1) 各地域の相談支援体制の方向性等の検討
- (2) 相談支援専門員制度の見直しと実地教育の取組の強化
- (3) モニタリング結果の取り扱い等
- (4) 地域生活支援拠点等
- (5) 自然災害への対応
- (6) セルフプランについて（従来の指針を踏まえた対応）

（今年度の人材育成部会の取組）

人材育成ビジョン経験に応じた相談支援専門員の役割を提示
→各地域ごとの役割や業務整理に活用（来年度の目標）

（人材育成部会の取組）

法定研修内の実地教育体制づくり
・基幹・主任相談支援専門員と受講生の出会いの場づくり
→実務での日常的な連携、スーパーバイズの場の確保
・演習講師および実地教育講師の育成
→各地域(全県)の相談支援専門員及び主導的立場の
相談支援専門員の育成・確保

計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び 地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（概要）

障障発0331第7号
令和3年3月31日

第一 本通知の目的

- 計画相談支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における見直し内容を改めて示す。⇒**第三**
- 地域の相談支援体制において今後目指すべき方向性とそのために必要となる各自治体での取組を示す。⇒**第四**

第二 用語の定義（略）

第三 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等

1. 計画相談支援等の現状と課題

- (1) 計画相談支援等の現状： サービス等利用計画等の提出の義務化により量的整備は進む。
- (2) 計画相談支援等の課題
 - 1・2) 事業所の体制強化、質の向上や公正中立性の担保が一層必要な状況
 - 3・4) 求められる業務・実施している業務と報酬上の評価、モニタリング頻度のミスマッチ
 - 5) 厳しい経営環境
 - 6) 大きい事務負担等

2. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

- (1) 改定の趣旨： 1. の課題を踏まえ、以下(2)～(6)の見直しを実施
- (2) 質の高い相談支援の実施を行う体制整備に向けた報酬体系の見直し等
- (3) 基本報酬算定月以外の業務の評価
- (4) モニタリング実施期間決定における利用者等の個別の状況の勘案の適正な実施に向けた見直し
- (5) 業務効率化及び文書削減のための取組
- (6) 災害時の対応や感染症対策、虐待防止の取組について

第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組事項等について

1. 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

- 各相談支援事業所による質の向上だけでなく、自治体を中心とした地域の相談支援体制を充実・強化するさらなる取組が必要
- そのための前提として、相談支援事業所、基幹相談支援センター、協議会の果たすべき役割と将来的に目指すべき姿を整理

- (1) 相談支援事業所
 - 1) 事業所の体制強化と質の向上
 - 2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成
 - 3) 利用者への支援を通じた地域課題の整理、社会資源の開発
- (2) 障害者相談支援事業
 - 3) 基幹相談支援センター
- (3) 基幹相談支援センター
 - 1) 役割
 - 2) 特に強化すべき取組
 - 3) 地域課題の集約
- (4) (自立支援)協議会

2. 各自治体において今後取り組むべき事項について

- (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討
- (2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備
 - 1) 実習への積極的関与
 - 2) 支援の検証の取組等の実施
 - 3) 基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討
- (3) モニタリング結果の取扱い等
- (4) 地域生活支援拠点等
- (5) 自然災害への対応
- (6) セルフプランについて（従前の方針を踏まえた対応）

3. 各自治体における取組に関するフォローアップ

- ・今後第四の2の事項の取組状況等についてフォローアップを行う予定。

各取組を実施する際の具体的な手続等は、事前に関係者の意見を聴き、上で、協議会で設定することが望ましい

令和3年度相談支援従事者指導者養成研修（フォローアップ）資料

計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（概要）

障発第0331第7号
令和3年3月31日

第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組み事項等について

1. 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

- (1) 相談支援事業所
 - 1) 事業所の体制強化と質の向上
 - 2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成
 - 3) 利用者への支援を通じた地域課題の整理、社会資源の開発
- (2) 障害者相談支援事業
- (3) 基幹相談支援センター
 - 1) 役割
 - 2) 特に強化すべき取組
 - 3) 地域課題の集約
- (4) (自立支援)協議会

2. 各自治体において今後取り組むべき事項について

- (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討
- (2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備
 - 1) 実習への積極的関与
 - 2) 支援の検証の取組等の実施
 - 3) 基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討
- (3) モニタリング結果の取扱い等
- (4) 地域生活支援拠点等
- (5) 自然災害への対応
- (6) セルフプランについて（従前の方針を踏まえた対応）

(1) 相談支援事業所について

1) 事業所の体制強化と相談支援専門員の質の向上令和3年度改定の趣旨等を踏まえ、複数の常勤専従の相談支援専門員や主任相談支援専門員の配置を進めることで、相談支援事業所の独立性や中立公正性を保った事業運営を図るとともに、事業所内外における実地教育や自己研鑽等により、障害者支援に関する専門的知識・技術を獲得することで、各相談支援専門員が行う相談支援の質の向上を図る。

その際には、従業者が地域に対する幅広い視野や知識を持ち、自らの支援を含む業務を多角的・総合的に検討し、また振り返ることができる機会や支援者支援を受けることができる機会を確保できる事業所運営に留意する。

(3) 基幹相談支援センター（地域生活支援事業）について

2) 特に強化すべき取組について

基幹相談支援センターにおいて、特に強化すべき点は以下のとおりであり、基幹相談支援センター等機能強化事業を活用することが望ましい。なお、以下に示す2点は第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）において、当該計画期間中に市町村にその機能を有する体制を整備することを求めているものである。

① 地域の相談支援体制の強化の取組

地域の相談支援体制の強化の取組は、相談支援事業所の質を高める上で重要である。

相談支援事業所の多くは、相談支援専門員の配置が少人数であるため、事業所内におけるサービス等利用計画等の評価や実施研修などを行いにくく、事業所単位での人材育成が困難な場合がある。

基幹相談支援センターの職員が各事業所を訪問し、相談支援専門員へのスーパービジョンの実施、サービス等利用計画等の評価や指導・助言等により、相談支援専門員の資質向上を図ることができる。また、地域の相談機関が集まる定期的な連絡会や事例検討会などを開催することは、各職員の資質向上に資するとともに、地域の相談機関相互の連携強化を図ることができる。

② 総合的・専門的な相談支援の実施

(略)

令和3年度相談支援従事者指導者養成研修(フォローアップ)資料

計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（概要）

障発第0331第7号
令和3年3月31日

第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組み事項等について

1. 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

- (1) 相談支援事業所
 - 1) 事業所の体制強化と質の向上
 - 2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成
 - 3) 利用者への支援を通じた地域課題の整理、社会資源の開発
- (2) 障害者相談支援事業
- (3) 基幹相談支援センター
 - 1) 役割
 - 2) 特に強化すべき取組
 - 3) 地域課題の集約
- (4) (自立支援)協議会

2. 各自治体において今後取り組むべき事項について

- (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討
- (2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備
 - 1) 実習への積極的関与
 - 2) 支援の検証の取組等の実施
 - 3) 基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討
- (3) モニタリング結果の取扱い等
- (4) 地域生活支援拠点等
- (5) 自然災害への対応
- (6) セルフプランについて（従前の方針を踏まえた対応）

2 各自治体において今後取り組むべき事項について

(2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備について

1) 相談支援専門員養成制度の見直しと実習の実施について
相談支援専門員の養成制度については、主任相談支援専門員の制度が創設され、養成が開始されたほか、令和2年度から相談支援専門員を養成する初任者研修、現任研修についてもカリキュラム改定等の制度改正を行い、その中では、初任者研修において実習を必須化したところである。

これまで、人材養成については研修の実施主体となっていたことから都道府県を中心とした取組としてきたところであるが、実地教育（OJT）の重要性が明らかになってきていることから、より現場に近いところでの教育を加えた養成体系としていくところである。併せて、相談支援については、その過半において、市町村が指定権者もしくは実施主体となっていることから、今後の実地教育の体制整備や初任者研修等における実習の実施に当たっては、市町村の積極的な関与が求められるものである。

2) 支援の検証の取組等の実施について

各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるほか、地域全体で支援者支援の体制を構築するためには、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）における成果目標⑥相談支援体制の充実・強化等に関する目標のうち、地域の相談支援体制の強化の活動指標に掲げる項目に着実に取り組むことが重要である。

具体的には、例えば第三の2の(4)においてモニタリング頻度を標準期間より短縮することを検討すべきとして例示した者をはじめ支援方針の検討や支援の進捗管理を共同で実施することが望ましい。利用者の支援を検討・検証することや、市町村等で業務に従事する相談支援専門員が自らの支援を開示し、振り返る場を地域の中に設置運営することが求められる。この場においては、第四の2の(3)にある市町村が提出を受けたモニタリング報告の検証も含めて行われることが効果的かつ効率的である。

なお、検証についてはあくまで支援者支援の視点をもって実施されることが重要であることに留意すること。

令和3年度相談支援従事者指導者養成研修(フォローアップ)資料

4 相談支援専門員の役割と地域相談支援体制の強化

法定研修の獲得目標 (演習～実践に向けて)	事業所における役割	自立支援協議会における 役割	地域における役割	心構え	
初任者研修了者 アセスメントとニーズ整理 (ニーズの根拠) スーパービジョン導入	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談(障害児相談)の業務の理解・遂行 	<ul style="list-style-type: none"> 個別相談の課題から地域課題を認識 自立支援協議会の機能・役割の理解 		<ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援の理解 障害者ケアマネジメントのスキル獲得 社会資源の把握 	
現任者研修了者 意思決定支援 チームアプローチ コミュニティワーク ストレNGTHモデルGSV	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援の基本を理解した実践の継続 チームアプローチ(多職種連携)の理解・実践 地域とのつながりやインフォーマルの活用等の理解・実践 	<ul style="list-style-type: none"> 個別相談の課題からの地域課題を共有 自立支援協議会の機能・役割の理解および参加 		<ul style="list-style-type: none"> 個別援助技術と地域援助技術の役割と繋がり理解 スーパービジョンの理論と方法の理解と研鑽の継続 	
主任者研修了者 (主任相談支援専門員) 人材育成 (法定研修の実習) (実地教育:地域における OJT) メンタリング:GSV・個別SV	<table border="1"> <tr> <td> 指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 </td> <td> 基幹相談支援センター 委託相談支援事業所 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援を基盤としたサービス等利用計画についての実地教育の担い手 利用者中心による業務指針の推進 相談支援体制の強化と地域づくり 	指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	基幹相談支援センター 委託相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> 個別相談の課題から地域課題を集約 自立支援協議会運営と地域課題の解消に向けた取組(実践) 地域(住民)や他分野の関係機関との関係構築と協力 法定研修における実習および地域におけるOJT体制整備に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくりや人材育成の推進 事業所や地域における指導的役割
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	基幹相談支援センター 委託相談支援事業所				

(参考) 【上小】圏域(市)の法定研修の実習と実地教育体制

法定研修の実習体制 (人材育成専門部会)	実地教育(OJT体制)
1. 初任者研修 【ケアマネジメントの実践】 →基幹相談支援センターにアクセスし、個別SVにて対応(主任相談支援専門員が中心) 【社会資源調査】 →人材育成専門部会員(市町村・主任・基幹)を中心とした説明会及びグループワーク 2. 現任研修 【意思決定支援におけるSV】 →基幹相談支援センターにアクセスし、個別SVもしくはGSVにて対応(主任相談支援専門員が中心) 【(自立支援)協議会参加体験等】 →人材育成専門部会員(市町村・主任・基幹)を中心としたワールドカフェ ※ 主任相談支援専門員(特定・基幹)の学習会を実施。	1. 基幹相談支援センターの役割 (基幹の主任の実践内容) <ul style="list-style-type: none"> 相談支援OJT体制整備(企画・実践・スーパーバイザー) 主任相談支援専門員(特定)に対するバイザー養成 機能強化型事業所におけるGSV(各事業所月1回) 指定相談支援事業所及び市町村担当者に対するSV 人材育成専門部会 事務局 法定研修における研修講師および演習講師 法定研修(初任者・現任)に関する実習対応 2. 指定相談支援事業所の主任の役割 <ul style="list-style-type: none"> 相談支援OJT体制整備(企画・実践・スーパーバイザー) 指定相談支援事業所に対するSV 人材育成専門部会 部会員 法定研修における演習講師 法定研修(初任者・現任)に関する実習対応

令和3年度 長野県自立支援協議会 療育部会報告

[1] 本年度のねらい

- 1 発達障がい児者（※診断のない場合も含む）や医療的ケア児者の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動しながら、地域の療育体制における課題検討を行う。
- 2 当事者・保護者が早期から身近な地域で相談等が受けられる体制の一層の充実をはかるため、切れ目のない支援のための連携強化、各圏域間のネットワークづくりを行う。
- 3 第2期障害児計画の地域の取組状況の共有を行う。

[2] 部会の開催及び取組状況

- 第1回 5月25日（月）
 - ・自立支援協議会の構成と療育コーディネーター連絡会との違いについて
 - ・本年度のねらいと圏域の取組状況(第2期障害児福祉計画含む)について
- 第2回 7月15日（木）
 - ・障がい児の緊急時の支援体制について
- 第3回 11月30日（火）
 - ・障がい児通所支援の在り方に関する検討会報告書について
 - ・放課後デイサービスの現況と課題について
 - ・児童発達支援センターの現況と課題について
- 第4回 2月10日（木）
 - ・本年度のまとめ

[3] 療育コーディネーター連絡会について

- 第1回 6月25日（金）
 - ・情報交換
 - ・療育コーディネーターの業務について
- 第2回 12月17日（金）
 - ・医療的ケア児支援法の施行及び今後の取り組みについて
 - ・令和3年度を通じた療育コーディネーターの業務について
 - ・グループワーク

[4] 成果

- 地域における障がい児の緊急時の支援体制に係る現況と課題について情報交換を行った。
- 障がい児通所支援に係る地域資源の状況や支援者の資質向上に係る情報共有を行った。
- 障がい児支援に係る関係する協議の場「発達障がい者支援対策協議会」「医療的ケア児等支援連携推進会議」との情報交換を行った。

[5] 来年度に向けて

- 障がい児相談支援等の支援状況（障害福祉計画の進捗状況含む）の共有
- 地域協議会運営の情報交換
- 関係する協議の場の連携促進について
- 事例の共有を通じた圏域の支援体制整備
- 今年度の課題（関係機関との連携強化、圏域課題に対する意識の共有等）をもとに来年度の取組について検討

[1] 今年度のねらい

【今年度のねらい】

① 研修事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている障がい者に対応するため、就労支援能力の向上・離職者を出さないための定着支援活動等現在の課題に則した研修会を実施する。

② 後方支援事業

圏域合同部会を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、長野県内の各圏域就労支援部会のニーズや課題について情報共有を行うとともに、圏域就労支援部会の更なる活性化を図る。

③ 関係機関との連携強化

教育部門や、労働関係機関等障がい者就労における多様な機関との情報共有・連携を図る。

④ 移行支援事業所に関する調査検討

県内各圏域における就労移行支援事業所の状況について情報収集を行うとともに、課題整理を図る。

[2] 部会の開催及び取り組み状況

○第1回 5月17日

- ・令和3年度就労支援部会の構成、活動計画について
- ・第6期障害福祉計画について
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について
- ・障がい者雇用・福祉連携強化事業について（県委託事業）

○第2回 7月20日【圏域合同部会】

- ・圏域自立支援協議会 就労関係部会の活動について
- ・県自立支援協議会 就労支援部会の活動について
- ・グループディスカッション（障がい者雇用・福祉施策の連携強化について）

○第3回 10月14日

- ・令和3年度就労支援部会研修準備
- 実施方式 WEB会議形式

○第4回 12月20日

- ・就労支援部会研修（WEB会議形式）
- 【障がい者雇用に係る地域のネットワーク強化】
- ・厚労省による「雇用と福祉の連携強化」及び各圏域「アセスメントの検討状況・定着支援の実施状況」について事例発表
- ・アンケート結果は概ね好評。

○第5回 1月24日【圏域合同部会】

- ・今年度の各圏域の活動および県部会への要望

○第6回 3月1日

- ・令和3年度部会の総括

◎運営委員会は部会前に毎回開催（全6回）

◎感染予防のため部会は全てWEB会議形式

◎コロナ禍のため圏域情報について情報共有を密に実施した

【3】成果

- 就労支援部会研修会（障がい者雇用に係る地域のネットワーク強化）の開催（参加申込 90 事業所）
- 職場実習支援制度の実績
 - ・短期トレーニング促進事業 267 件（上半期実績・延べ件数）
- 短期トレーニング促進事業について
 - ・昨年度に引き続きコロナ禍ではあったが実習件数は大きく増加。一般就労への移行において職場実習は効力があると見込まれるため、感染防止対策に留意しつつ今後も職場実習支援を促進していく。

【次年度に向けて】

- 研修事業
 - 1. 質の高い支援員の育成、ニーズに応じた地域の土台作りとなる研修会の実施
- 後方支援事業
 - 1. 事例や課題の共有を通じた地域の支援者間の連携強化に向けた後方支援。
 - 2. 圏域部会等の連動制を持たせた県部会活動の更なる発展
 - 3. 感染症対策を講じた就労支援の実践についての事例共有

令和3年度精神障がい者地域移行支援部会報告及び令和4年度の方向性

[1] 本年度のねらい

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組むとともに、コロナ禍においても継続して事業を取り組める体制づくりのために、各分野の取組の工夫を共有する。

[2] 部会の開催及び取り組み状況

<地域移行支援部会>

●第1回 令和3年6月4日（金）【書面開催】

- 内容：・今年度の活動方針について報告
- ・第5期障害福祉計画の目標達成度の確認や、各圏域の課題（コロナ禍の影響を含む）を抽出
 - ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に関する国の指針や方向性、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための手引き」、今年度の精神障がい者地域生活支援事業の計画等について情報提供

●第2回 令和4年3月4日（金）【Web開催】

- 内容：・第6期障害福祉計画の進捗状況を確認
- ・各圏域の活動状況を確認・共有・評価し、来年度の取組の方向性について協議

<精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会>

※初回は夏頃を予定していたが、保健所がコロナ対応業務でひっ迫していたため未実施。

●第1回 令和3年12月21日（火）【Web開催】

- 内容：・各圏域の今年度の取組状況や第6期障害福祉計画の進捗状況等を確認
- ・課題だけでなく、地域移行支援において上手くいった事例なども共有
 - ・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に関する国の指針や方向性、今年度の精神障がい者地域生活支援事業の実施状況等について情報提供

[3] 成果

Web や書面開催により、部会およびコーディネーター等連絡会を開催し、情報共有、意見交換を行った。他機関や他圏域の現状や課題だけでなく、支援の工夫点や好事例等を共有したことで、今後の地域移行支援のヒントが得られた。

また、長野県障害福祉計画の目標値を意識しながら活動することの必要性を、改めて再認識することができた。

＜第5期長野県障害福祉計画＞ H30年度～令和2年度

項目	基準値 (H26年度)	現状 (最新)	目標 (令和2年度)
入院後、3か月時点の退院率	67%	69% (H29年度時点)	69%以上
入院後、6か月時点の退院率	83%	84% (H29年度時点)	84%以上
入院後、1年時点の退院率	91%	90% (H29年度時点)	91%以上
入院期間が1年以上である長期在院患者数	2,623人	2,344人 (R2年度時点)	2,100人

＜第6期長野県障害福祉計画＞ 令和3年度～令和5年度

項目	現状 (最新)	目標 (令和5年度末)
精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数	307日 (※H27年度時点)	316日以上
入院後、3か月時点の退院率	69% (H29年度時点)	69%以上
入院後、6か月時点の退院率	84% (H29年度時点)	86%以上
入院後、1年時点の退院率	90% (H29年度時点)	92%以上
入院期間が1年以上である長期在院患者数	2,344人 (R2年度時点)	1,770人

〔4〕令和4年度 部会の取組の方向性

- (1) 長野県障がい者プラン2018について
 - 1) 第6期障害福祉計画の進捗状況の確認、意見交換
 - 2) 各圏域の活動状況の確認
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議、意見交換

令和3年度 長野県自立支援協議会 権利擁護部会報告

[1] 本年度のねらい

- (1) 障がい者虐待案件の課題検証を実施する。
- (2) 差別解消地域協議会等差別解消法に係わる取り組み状況の確認を行う。
- (3) 成年後見制度利用促進計画等について、課題を検討する。
- (4) 長野県地域生活定着支援センターとの共催による罪に問われた障がい者等支援・矯正施設視察研修を開催する。
- (5) その他、各圏域からあげられた権利擁護部会に関する課題検討。

[2] 部会の開催及び取り組み状況

第1回 令和3年5月20日(木) Web会議 13:30~16:00

各圏域権利擁護部会の令和2年度活動状況の報告と本年度の本年度の権利擁護部会計画の策定を行った。

また、令和3年度報酬改定における虐待防止のさらなる推進部分について確認し、各圏域において協議会や基幹センターと共同で事業所内の虐待防止等研修の実施を支援することを確認した。

第2回 令和3年7月15日(木) Web会議 13:30~16:00

各圏域権利擁護部会の令和2年度の計画と各圏域からの課題について情報交換を行った。

また、各圏域における障がい者虐待対応の課題整理と検証及び成年後見制度利用促進計画等における各圏域における課題について情報交換を行った。

他に、令和3年度の障がい者虐待防止研修への協力について確認した。

第3回 令和3年10月7日(木) Web会議 13:30~16:00

第2回部会で共有した成年後見制度利用促進計画等における課題を基に情報交換を行った。県地域福祉課の担当者に参加いただき、県全体の状況等や課題についても意見交換を行った。

また、差別解消について各圏域の地域支援協議会の設置や課題について共有した。

第4回 令和4年1月13日(木) Web会議 13:30~16:00

・長野県障がい者共生社会づくり条例(案)の制定状況について、県担当者から説明を受けた。

また、前回の部会で共有した差別解消に係る各圏域の課題や取り組みについて、県担当者も交え、情報交換を行った。

他に、令和3年度の部会を振り返り、次年度以降の部会の取組みについて意見交換を行った。

〔3〕 成果

- ①部会での情報交換を通じ、他圏域の権利擁護に係る現状や取組みを共有することができた。
- ②令和3年度の報酬改定により来年度から義務化される虐待防止や身体拘束等の適正化の推進について、各圏域では自立支援協議会や基幹相談支援センター等と協力して事業所の支援を行っていくことを確認した。

〔4〕 令和4年度に向けて

- ①障がい者虐待や差別だけでなく、権利擁護に係る各圏域が抱える課題について広く情報共有を行っていく。
- ②障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例の制定を踏まえ、差別解消等に係る取組みについて検討していく。
- ③県主催の虐待防止・権利擁護研修への協力を圏域ごとに継続して行うとともに、各圏域では、自立支援協議会や基幹相談支援センター等と協力して事業所向けの研修開催など、事業所の権利擁護等推進の取組みを支援する。

(2) 地域生活支援拠点等の運営状況について

令和3年度障がい者相談支援体制機能強化会議 報告

1 目的

各地域の障がい者相談支援体制の整備及び質の向上を図るため、障がい者総合支援センターの基幹化等、各地域における相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ（例：人材育成体制、地域移行体制、権利擁護体制、地域自立支援協議会事務局体制、地域生活支援拠点等整備等）ごとに必要な者を参集し、その協議及び情報交換等を行う。

本年度は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定年度であるため、各圏域の策定の推進を後方支援する内容とする。

【令和3年度から令和5年度のビジョン】

<テーマ>

自立支援協議会を活用した「ニーズの受け止め～課題解決」の仕組みづくり

1. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の推進（進捗管理・検証・計画）
2. 地域生活支援拠点等の機能強化（課題把握⇒断らない支援）
3. インクルージョンの視点を踏まえた障がい児相談支援体制の構築

<本年度の取組>

- ①圏域の相談支援体制の強化 ⇒R3報酬改定の理解と地域の実情にあった運用
- ②各圏域の障害福祉計画等の進捗確認 ⇒情報共有・全県における課題整理

2 会議の開催状況

	内 容
第1回 5月11日	令和3年障害福祉サービス等報酬改定の概要について (講演) 厚生労働省障害福祉課 相談支援専門官 藤川雄一氏
第2回 8月10日	各圏域の相談支援体制の強化に向けた報酬改定の運用について
第3回 10月11日	障害(児)福祉計画の推進に向けた自立支援協議会の活用 障害福祉計画等とケアマネジメントにおけるPDCAサイクル(講義)
第4回 12月14日	障害(児)福祉計画の推進に向けた自立支援協議会の活用 障害福祉計画等とケアマネジメントにおけるPDCAサイクル(グループワーク)
第5回 2月15日	地域生活支援拠点等の運用状況について (好事例の紹介・グループワーク)

3 成果

- (1) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の趣旨や運用について、各地域で理解を深めるきっかけとなった。
- (2) 障害(児)福祉計画(地域生活支援拠点等や相談支援体制等)の推進に向けた自立支援協議会の活用について共有し、好事例や各地域の取組を共有した。

4 来年度に向けて

相談支援体制を基盤とした「地域づくり」の検討の継続とともに、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の推進に向けた取組を進める。

地域生活支援拠点等の整備について

1 地域生活支援拠点等の整備について

(1) 第6期障害福祉計画（令和3～5年度）における成果目標

第4期障害福祉計画及び第5期障害福祉計画において、「地域生活支援拠点を市町村または圏域に少なくとも一つ整備・運用する」として取組を進め、概ね目標どおり体制が整備された。

第6期障害福祉計画においては「各圏域に1つ以上の拠点等を維持し、年1回以上の運用状況の検証及び検討を行い、機能の充実」を目標とする。

(2) 地域生活支援拠点等に求められる5つの機能

①相談支援

地域移行支援及び地域定着支援による常時の連絡体制や緊急時等の相談支援、親元からの自立や地域での暮らしなどにあたっての相談等に応じる機能

②体験の機会・場の提供

地域生活移行や親元からの自立等にあたり、一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能

③緊急時の受入れ・対応

地域で生活する障がいのある方の急な体調不良や保護者等の急病などの場合に備え、短期入所等による緊急受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能

④専門的人材の養成・確保

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方などに対し、専門的な対応ができる体制の確保や専門的支援ができる人材を養成する機能

⑤地域の体制づくり

コーディネーターの配置等により、地域の障がいのある方やその家族などの様々なニーズに対応するサービスやそれらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

※どの機能をどの程度整備するかについては、地域の実情に応じ各圏域が検討する。

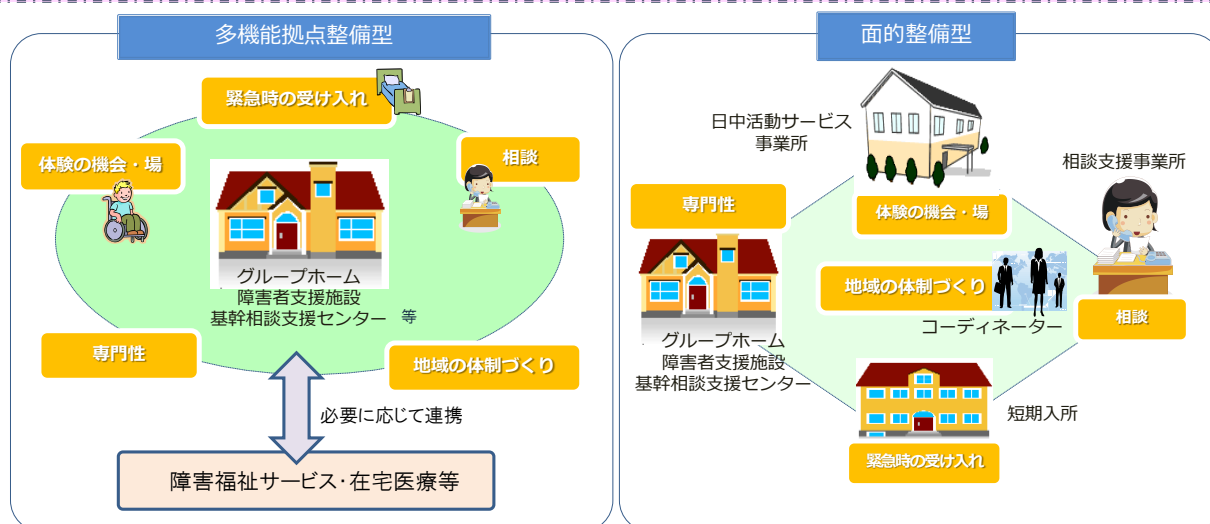
※県自立支援協議会内に設置する「障がい者相談支援体制機能強化会議」において、市町村及び障がい者総合支援センターの担当者などによる拠点整備に向けた意見交換等を実施している。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の機能強化に向けて
(令和3年度障がい者相談支援体制等機能強化会議から)

【気づき1】地域生活支援拠点等整備の目的と手段の再確認

- 「何のため・誰のために」
障がいのある方が、重度化・高齢化・「親なき後」でも、安心して暮らす地域づくり
- 「目指す体制」
 - ・地域での自立生活の推進と家族支援ができる体制（居住支援体制の強化）
 - ・障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築
- 「整備するもの」
 - ・地域生活における安心感の確保（緊急時の相談支援や緊急時を支える場・対応）
 - ・地域生活の継続・移行への支援（施設、親元等から次の生活の場を考える体験の場）
- 「どうやって」
各地域の課題を整理し、「5つの機能」の視点から、地域資源の活用・連携により確保

【気づき2】5つの機能を充実させるために必要な取組

5つの機能	具体的な手段(抜粋)	実施状況	圏域から出た来年度への課題等
相談支援	基幹相談支援センター設置	8地域/14地域	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹を中心とした相談支援事業所との連携 （「機能強化型」や「地域体制強化協働支援加算」を活用した連携） ・行政や基幹、地域相談支援事業所等が連携した地域全体の仕組みづくり ・業務継続計画（BCP）や地域防災計画（個別避難計画）と整合を図った検討
	拠点の機能を担う相談支援事業所との連携	11地域/14地域	
	緊急時に対応できる相談支援体制(24時間の安心確保)	5地域/14地域	
	台帳整備による緊急対象者把握	11地域/14地域	
	個別避難計画との連携	3地域が検討中	
緊急時の受入・対応	短期入所の活用	14地域/14地域	<ul style="list-style-type: none"> ・受入体制の検討や実情を踏まえた見直し ・医療機関、児童養護施設、介護施設等と連携した受入体制の強化 ・訪問による予防的支援の機能強化（事業所の増加）
	空床確保又は輪番制	6地域/14地域	
	他分野と連携した受入体制	5地域/14地域	
	地域定着支援・自立生活援助事業所との連携	3地域/14地域	
体験の機会・場の提供	グループホームの活用	5地域/14地域	<ul style="list-style-type: none"> ・体験に係る好事例の集積 ・地域生活に必要な支援の可視化
	一人暮らし体験のできる場	2地域/14地域	
専門的人材の養成・確保	独自研修の実施	13地域/14地域	<ul style="list-style-type: none"> ・「行動障がい」「医ケア児支援」「ピアサポート」「介護技術と介護予防」「福祉と防災」等の専門的支援を要する課題について協議を継続
地域の体制づくり	自立支援協議会の活用	14地域/14地域	<ul style="list-style-type: none"> ・個の課題→地域課題を検討できる体制（相談支援体制）の強化

2 県内の現在の整備状況について（令和4年1月末現在 令和3年度第5回障がい者相談支援体制機能強化会議資料より）

基本情報	圏域・地域の資源等		佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野					北信	
											長野市	千曲坂城	須高	北部	小川村		
	人口（人）※R3.4.1現在		203,186	193,214	192,391	178,894	154,078	25,113	421,912	55,716	370,561	72,495	66,643	17,850	2,194	81,786	
整備類型		面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	面的整備	併用型	
設置時期		整備済 H30.3	整備済 H29.4	整備済 H30.4	整備済 H30.3	整備済 H30.4	整備済 H30.4	整備済 H30.4	整備予定 R2.4	整備済 H30.3	整備済 H29.3	整備済 R1.7	整備済 H30.3		整備済 H29.4		
相談	相緊急体制の	基幹相談支援センター設置	○	○	○	○			○	○		○				○	
		拠点の機能を担う相談支援事業所との連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○
		緊急時に対応できる相談支援体制(24時間の安心確保)	○	○				○					○				○
緊急時の受入・対応	握対・象者調把握	台帳整備の有無	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	
		「緊急時」の基準の作成や緊急時の連絡調整に係るルールの作成	○	○			○	○	○	○	○		○	○			○
		短期入所の活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5つの機能	体験の機会・場の確保	空床確保又は輪番制	○	○	○					○			○				○
		医療機関、児童養護施設、介護施設等と連携した受入体制		○				○				○	○	○			
		地域定着支援の活用（人） （国保連続データR3.11実績）	0	135	4	9	1	0	10	1	12	0	0	0	0	0	25
		自立生活援助の活用（人） （国保連続データR3.11実績）	0	6	0	3	0	0	12	17	16	1	1	0	0	0	0
		調整	基幹相談機能による地域移行支援		○						○	○	○	○			
体験の機会・場の確保	地域移行支援の活用（人） （国保連続データR3.11実績）	0	0	1	6	0	0	3	0	5	0	1	0	0	0	0	
	グループホームの活用		○					○				○				○	
専門的人材の確保・育成	体験の場の確保		○	○					○							○	
	独自研修の開催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
地域の体制づくり	専門性確保のための協議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	自立支援協議会等の活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	コーディネーター配置	○		○	○	○	○	○	○				○			○	
	主任相談支援専門員の配置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	地域資源(他分野等)連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
取組状況の地域への公表	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		

※「取組内容」は、「5つの機能」を充実させるために県内地域が具体的に取り組んでいる主な内容です。記載内容に限られるものではありません。

【長野県の整備状況】 令和3年4月1日時点で整備済 1市町村 9圏域 2地域(市町村数 74市町村)

【全国の整備状況】 令和2年4月1日時点で整備済 469市町村 66圏域 (市町村数 272市町村) ※全国の自治体数：1741市町村

(3) 圏域からの課題について

【課題1】 「重度障がい」や「障がい児」等、地域生活のための支援体制の強化

課題提出	上伊那圏域 令和3年11月5日
内容	
<p>○障がい児のショートステイ先の確保について</p> <p>圏域内に障がい児が短期入所できる場所が少なく、緊急時を含め受け入れ先の確保が圏域全体の課題となっている。</p> <p>昨年度、WGを立ち上げ調査・検討を重ねた。その中で利用したい児童はいるが、受入先がないため声を上げることすら諦めている現状が明らかになった。受入事業者からは、人材の質及び数の確保の困難さと、低い事業単価といった課題が上げられた。</p> <p>地域で安心して暮らすためには圏域内だけの対応には限界があり、報酬や施設整備等の県、国の施策充実が必要である。</p> <p>特に、強度行動障がい児については受入の困難さが議論となったが、解決策が見出せない状況である。</p> <p>(経過) 令和2年10月 相談支援専門員連絡会の中にWGを立ち上げ検討開始 (活動) 市町村及び相談支援事業所へのアンケート、聞き取りによる状況把握 伊那養護学校との意見交換 他圏域の状況把握 以上、結果をまとめ報告</p>	
課題提出	上小圏域 令和3年12月24日
内容	
<p>上小圏域では、医療的ケア児の受入は、過去にはB型通園【上田市つむぎの家】としてスタートしたが、利用者の加齢に伴い生活介護事業所に一変し、障がい児の放課後・長期休暇利用ニーズにサービス提供が出来なくなった経過があり、ワーキングを立ち上げ、現在は圏域全市町村の保健師・訪問看護・障がい児相談・医療機関・行政等を構成メンバーに協議会に検討委員会を設置し、協議を続けて来た経過がある。その中で、来年度、新たにNPO法人による医療的ケア児多機能型（児童発達・放課後デイサービス・生活介護）の事業開設へと準備を進めているが、施設改修含めた全ての準備には、NPO法人による借り入れのみ（自己負担）で事業開設に向かった。</p> <p>第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の重点施策としても、重度障害者の支援強化に向けた課題と基盤整備は、全県的な課題でもあり計画推進に向けての施設整備はハードルは高いが、圏域での重点施策として取り上げている施設整備については、医療的ケア児の支援基盤整備・強度行動障害の支援基盤整備は、長野県の施設整備としても優先的に取り扱いがなされていくことはできないか？</p> <p>圏域課題とマッチングした施設整備事業への優先推薦などの仕組みへの検討をお願いしたい。 (医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律では、親の就労支援が明記され、子育て世代の24時間介護の家族支援は親の離職防止策としても早急に進めていく福祉計画の基盤整備であると認識している)</p>	
課題提出	長野圏域北部地域
内容	
<p>入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続できるよう、必要な福祉サービス等が提供される体制の整備が課題となっている。</p>	

【課題2】 グループホームにおける高齢化の現状について

課題提出	長野市障害ふくしネット 令和3年12月28日
内容	
<p>課題：GHの高齢化については、地域関係なく見られると思われる。高齢化すると介護保険への移行も考えられるが、障害福祉サービスと同じように利用できるわけではないため、デイサービスが週5日は利用できずGH内で過ごすこともある。また老化による身体機能の衰えにより、主障害以外の通院も増えてくる。GH内でどのように対応していくか、長野市内では課題が見られた、他圏域の様子を知りたい。</p> <p>《検討経過》</p> <p>○11月全体協議会にて、くらし部会より課題提起 「GHの通院介助」 長野市では居宅介護の通院等介助は月2回まで可能としており、超えた部分の通院は世話人が対応している。だが、GHの多くは夜間～朝に職員を配置しており、日中の支援はGH職員だけでは賄えない状況がある。</p> <p>「介護保険への移行」 介護保険では障害特性が理解されにくいことや、本人の望むサービスが選べないことがあると話が出ている。</p> <p>○12月ケアマネ連絡会にて検討 「GHの生活支援の役割と通院介助」</p> <ul style="list-style-type: none">・最近出来できているGHでは「通院同行はしない」と最初から伝えている事業所もある。本来のGHの役割について、GH自身が認識できていない可能性があるのではないか。・通院時に支援が必要な方に対する支援がいきわたっていないか。 <p>「GHの日中の支援・介護保険への移行」</p> <ul style="list-style-type: none">・GH利用者が高齢化する中で、通院や日中の過ごし方をどう支援していくか。日中サービス支援型GHは基準が厳しい。・高齢化すると通院が必要な場面は増える。GH以外のサービスの検討が必要なこともでてくるか。	

【課題3】 就労アセスメントについて

課題提出	長野市障害ふくしネット 令和3年12月28日
<p>内容</p> <p>課題：本来就労アセスメントは、その人が持つ就労のための力をアセスメントし、適切に支援していくための目安とするものだが、現場のサービス提供事業所や相談支援専門員の中には、就労継続支援B型を利用するための手続きとしか捉えられていない側面もあるよう。一方で就労移行支援事業所が減少する中、明らかに現時点で就労することが厳しい方への数日間の形ばかりのアセスメントは、就労移行支援事業所にとって負担になっている。利用する人にとって、本来利用したい事業所とは違う場を体験しなければならず戸惑うことがある。就労アセスメントの意義の再認識や事業所の負担軽減の仕組みについて、検討が必要だと長野市では感じる。他圏域の状況についても知りたい。</p> <p>＜検討経過＞</p> <p>○11月全体協議会にて、しごと部会・ケアマネ連絡会より課題提起 長野市では就労移行支援事業所が行っているが、事業所により温度差がある。（職員の意識や地域差） 就労アセスメントの意義が浸透しているか。就労継続支援B型の利用ありきになっていることもあるのではないかと思われる。</p> <p>○12月ケアマネ連絡会にて検討 事業所側の意識（目的ややり方）がまちまちな状況を、相談員は感じている。 市内の就労移行支援事業所自体が減少しており、アセスメントを取れる場が減少している。相談支援専門員にも、就労アセスメントの意義が浸透しているか、確認が必要。就労継続支援B型の利用ありきになっていることもあるのではないかと思われる。</p>	

【課題4】 地域自立支援協議会（事務局体制含む）の強化

課題提出	木曽圏域 令和3年12月8日
内容	
<p>○自立支援協議会組織の体制と事務局のあり方 自立支援協議会の事業負担の増、多様化。 1年交代で町村担当課長が会長職、事務局を会長職町村が務めることになっており、人事異動による職員の知識の不足、過去の経過を知らないことの問題。 当事者部会のあり方について：部員の減少と部会参加の困難</p> <p>打合せ会 ・事務局委託先の検討と打診 ・委託内容と委託料について ⇒来年度（R5度）委託に向け調整中</p> <p>当事者部会 ・各部会からの意見徴収 ⇒部会員へのアンケートを実施し、部会のあり方について検討をし方向性を出す</p>	
課題提出	松本圏域 令和3年12月21日
内容	
<p>松本障害保健福祉圏域自立支援協議会では、これまで8市村で構成していた協議会の設置体制を、市村の状況に合わせて単独及び共同設置とし、令和4年4月から3つ以上の地域協議会へと分割・移行することを進めている。 現在圏域代表として県自立支援協議会へ参画している会議等について、令和4年4月以降の参加体制、人数等について、後検討いただきたい。</p> <p>【経過】令和2年2月から「地域自立支援協議会検討プロジェクト」を設置し、圏域協議会の課題について整理、検討する。</p> <p>課題として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ圏域内でも、生活圏の違いから共通に考えられないこともある。 ・地域課題について、検討に至るまでに時間がかかる。 ・従来の協議会の運営規定の整備や、構成団体の見直しがされていない。 	

(4) その他

- ・ひきこもり支援について
- ・信州パーキング・パーミット制度について
- ・特別支援学校の名称について
- ・医療的ケア児等支援センター設置事業について

第1回：本県のひきこもり支援の現状と課題【R3.8.25】

【本県の現状】

- 本県でひきこもりの状態にある方の総数は2,290人
男性が72.9%、年齢は40歳代（28.5%）、50歳代（22.9%）30歳代（21.1%）の順に多く、ひきこもりの期間は10年以上が40.1%
 - **ひきこもりの方の高齢化、長期化**
- 令和3年度までの相談窓口設置(予定) 市町村は73(94.8%) そのうち60(77.9%)は周知を実施しており、「市町村プラットフォーム（連携の場）」を設置したのは30市町村（39%）
 - **市町村ごと取組に温度差**
- 今後必要な支援策として「専門人材の確保・育成」「居場所づくり」「市町村内での相談窓口設置」「就労先確保」の順に多い。
 - **ひきこもりに係る社会資源が不足**

ひきこもりは喫緊の課題であるが、県内における支援には課題があり、県関係者が一体となって支援向上に取り組む必要がある

【会議で出された課題と主な意見】

- ◇ひきこもりやひきこもり支援に係る共通理解
 - ・支援者はひきこもりを理解し、共通認識を持ち支援する必要がある
- ◇利用しやすい相談窓口設置とその周知
 - ・相談窓口が分からない。伝わっていない
 - ・相談しても「様子を見ましょう」で終わってしまう
- ◇本人、家族に継続的に寄り添う支援体制
 - ・福祉、保健、医療、教育等他分野の連携によるライフステージを通じた継続的な支援ができる体制が構築されていない
- ◇社会参加の場（居場所等）
 - ・居場所が少ない。本人に合った多様な居場所を増やすことが必要
- ◇家族支援についての理解と支援の場
 - ・家族支援はひきこもり支援の第一段階。「家族会」設置の支援も必要
- ◇支援人材の育成機会が少ない
- ◇地域住民へのひきこもりに対する周知啓発

第2回：ひきこもり支援における基本的な考え方【R3.11.11】

【課題を踏まえた支援の基本的な考え方と主な意見】

- ◇ひきこもりに対する共通認識
 - ・「ひきこもりを否定しない」「自己責任ではなく社会の課題」「多様な生き方を認める」「支援者が共通意識を持つ」ことが必要
- ◇明確化した相談窓口の設置促進と周知
 - ・当事者、家族が安心して利用できる相談窓口が必要
- ◇本人・家族に継続的に寄り添える支援体制の構築
- ◇地域の関係機関によるチーム支援
 - ・「多様性」を軸に、枝葉に支援者が繋がる連携づくりが重要
- ◇本人の居場所や社会参加の場づくり
 - ・居場所の周知、好事例の展開。「ただそこにいるだけ」でも構わない、自分に合った多様な居場所が選択できるように。
- ◇家族の交流の場づくり
 - ・保健所など行政と連携した「家族会」「家族教室」の推進が必要
- ◇ひきこもりに対する理解促進
 - ・当事者のメッセージや社会のあり方の変革のに向けた周知が必要

【基本的な方向性】

1. 本人の意思と選択を前提とした各人の状況に応じた支援
2. 家族を含めて「つながり続ける」伴走型の支援
3. 多様性を認め、支え合う地域共生社会の実現

第3回：今後推進していく具体的な取組【R4.1.6】

基本的な方向性を踏まえ、「多様性を認め、支え合う地域共生社会」の実現に向けて、県内支援者が連携して以下の取組を進める

【取組の内容と主な意見】

- ①周知・啓発：当事者等のメッセージによるひきこもりへの理解や「その人らしい生き方を認め支え合う」啓発を多様な手段で幅広く発信
- ②相談窓口設置と明確化：全市町村に、利用しやすい多様な相談窓口の設置を進め、窓口の連絡先や支援内容をわかりやすく周知
- ③連携体制構築：市町村を中心に、関係機関が連携し、地域の支援資源の把握と、継続的な支援を行うための連携体制を構築
- ④家族支援の充実と推進：孤立した家族を相談につなげ、家族が抱える課題を支える体制づくりと家族会等の設置を推進
- ⑤社会参加の場づくり：周知等によりひきこもり支援の理解者を増やし、安心して過ごせる多様な居場所や中間的な就労の場の設置を推進
- ⑥人材育成：県ひきこもり支援センターによる研修等により、各機関で共通認識を持ちながら支援できる人材やスーパーバイズできる人材を育成

第4回：今後の支援のあり方 取りまとめ

3月23日（水）開催予定

ひきこもり支援推進事業

地域福祉課

令和4年度予算案	8,925千円（国 補）
令和3年度予算額	574千円（繰入金）

1 目 的

いわゆる8050問題等により顕在化したひきこもり支援が社会的な課題となっており、令和3年度に設置した「今後のひきこもり支援に関する検討会」の検討内容を踏まえ、生きづらさを抱えるひきこもりの当事者やその家族を地域で支える体制の整備を促進する。

2 支援の方向性（「今後のひきこもり支援に関する検討会」の検討内容に基づく）

- ・ 県民や支援者のひきこもりに対する理解の促進、情報の共有
- ・ 身近な相談窓口の明確化及び周知
- ・ 継続的な寄り添い支援のための体制整備と支援人材の育成
- ・ 安心できる居場所や家族交流の場の確保

3 事業主体

長野県社会福祉協議会に委託

4 事業内容

（1）「ひきこもり支援フォーラム（仮称）」の開催

市町村等行政職員、福祉・医療・保健関係者、民生委員、県民等が参加し、ひきこもりに対する理解を深め、県全体でひきこもり支援を推進する機運を醸成する。

（2）ひきこもりに関する普及・啓発

ひきこもりに関する知識や地域における支援に関する情報（相談窓口、居場所、家族会等）をホームページやSNS等で県民に周知

（3）地域における支援関係機関の連携体制の構築支援

10圏域ごとに、市町村や支援関係機関・団体等が相互に連携協働する体制を整備し、地域の課題や資源に関する情報を共有するとともに、事例研究や研修等により地域における支援力の向上を図る。

（4）多様な居場所づくりの促進

当事者等が安心して人と繋がる機会や場所を確保・提供する地域の支援団体に対して、設置に係る費用の一部を助成する。

【助成内容】

設置に係る初期費用（備品購入費、チラシ等作成費等） 1箇所 上限6万円

5 予算額（案） 8,925千円（委託料）

財源内訳：	新型コロナセーフティネット強化交付金	3/4	6,693千円
	新型コロナ対応地方創生臨時交付金	定額	2,232千円

信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度の さらなる普及に向けた取組方針について

健康福祉部地域福祉課

1 制度の主旨

平成 27 年に一部改正した「福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいなどにより歩行が困難な方の円滑な移動を確保し、生活しやすいまちづくりを進めるため、事業者・県民の協力のもと、優先駐車区画を整備するとともに、適正な利用を促進する。（平成 28 年 4 月 20 日開始）

2 取組方針

制度開始から 5 年経過した令和 2 年度末までに、協力施設数は当初目標の 1,000 ヶ所にほぼ近い実績となり、利用者数も年約 8 千人ずつ増加するなど、一定の成果があげられたところですが、さらに利用しやすい制度になるよう事業者の協力を得て、協力施設数等の増加を図るとともに、適正利用を促進していく必要があるため、今後 5 年間の取組方針を以下のとおりとし、本制度のさらなる普及に取り組みます。【取組期間：令和 3～7 年度（5 年間）】

（1）協力施設の拡大

【市町村、事業者等の協力を得て 500 施設増加】

- ① 県・市町村の庁舎（支所等を含む）は必ず区画を整備。
- ② 公立の公共施設は、できる限り区画を整備。（公立病院、図書館、博物館等文化施設、スポーツ公園等運動施設等）
- ③ 地域住民の集い・通いの場となる公民館等は可能な範囲で段階的に区画を整備。
（目安：駐車区画 25 台以上の駐車場を対象）
- ④ 福祉のまちづくり条例に基づき駐車場の車いす区画の整備が求められる事業者に対して協力を依頼。（目安：駐車区画 50 台以上を有する事業者を対象）

（2）適正利用の促進

【誰もが気持ちよく外出できる、福祉のまちづくりを推進】

- ① 障がい者手帳、母子手帳、介護保険等の各種申請時に案内チラシ等による周知。
- ② 県ホームページやチラシ、SNS 等により幅広い年齢層の県民に周知。
- ③ 利用証交付を受けた方に利用証交付時案内チラシを用いて適正利用の働き掛け。

3 参考資料

(1) 利用証対象区分別利用状況表（令和4年2月末現在の延べ申請者数）

区 分	申請者数	(内訳)		利用者割合 (申請者数/合計)
		車いす 使用あり	車いす 使用なし	
身体障がい者	24,176	6,770	17,406	50.6%
知的障がい者	766	75	691	1.6%
精神障がい者	1,716	155	1,561	3.6%
発達障がい者	35	1	34	0.1%
難病患者	723	167	556	1.5%
要介護高齢者	2,660	1,560	1,100	5.6%
妊産婦	16,842	11	16,831	35.2%
その他けが又は病気等	907	217	690	3.8%
合計	47,825	8,956	38,869	
令和2年度末実績(参考)	39,151	7,348	31,803	

(2) 圏域別利用証申請等状況表（令和4年2月末現在の延べ人数、施設等数）

圏域名	利用証 申請者数	協力 施設数	協力 区画数	車いす使用 優先（幅広）	障がい者等 優先（通常幅）
佐久	2,698	117	509	318	191
上小	4,022	128	405	241	164
諏訪	2,492	103	366	214	152
上伊那	2,019	38	138	89	49
飯伊	2,308	77	246	142	104
木曾	152	14	31	13	18
松本	19,414	248	851	537	314
大北	1,094	33	105	65	40
長野	12,355	162	628	332	296
北信	1,240	29	113	76	37
県外	31				
合計	47,825	949	3,392	2,027	1,365
令和2年度末実績(参考)	39,151	934	3,314	1,984	1,340

特別支援学校の名称について

特別支援教育課

1 経緯・現状

平成 18 年の学校教育法改正により、盲・ろう・養護学校は、障がい種別を越えた「特別支援学校」に一本化。これを受け、本県では平成 18 年度に盲学校設置条例、ろう学校設置条例及び養護学校設置条例を廃止し、特別支援学校設置条例に一本化した。

法改正を受けて全国の多くの自治体では、校名変更の検討がなされ、本県においても平成 19 年度に検討を開始。その際、盲学校・ろう学校の関係者等からは校名存続を求める要望が出されたため、平成 21 年の特別支援教育連携協議会報告書において、「学校の名称については、今後、学校、保護者、関係団体等からの意見や要望を伺いながら慎重に検討する」とした。



その後の関係者の要望・社会の変容 ※

○ 長野県特別支援学校整備基本方針（R3.3策定）抜粋 別紙 1 参照

- 養護学校については校名変更を要望する意見が多いことを踏まえ、関係者の意見を丁寧に聞きながら、名称変更を視野に検討を進めます。
- 「盲学校」「ろう学校」については、校名存続を求める要望が多く、全国的に「盲学校」「ろう学校」の使用が多いことから、名称変更の是非から検討を進めます。

※「社会の変容」：障がいの「社会モデル」の普及・定着 等

<他都道府県の状況>

- ① 全校検討し変更等：36 ② 新設や統合校等のみ検討し変更等：6 ③ 検討・変更なし：5
※ 盲・ろう学校の名称継続：33/47 都道府県

2 「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」制定の動向

障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し 支え合い活かし合う社会の実現を目指すもの。教育分野においても共生社会づくりの実現に向けた取組の推進を検討。

<「教育分野」取組の例>

- ・障がいに起因する障壁や困難さを感じることなく学べる環境の実現
- ・「情報保障」と個々の力を最大限伸ばすための ICT 教育の推進
- ・特に支援が必要な児童生徒への専門性の高い教育の実現

3 関係者への説明・意見聴取の状況

- (1) 障がい関係団体への個別説明・意見聴取（今後：県障がい者施策推進協議会、県自立支援協議会等で説明予定）
- (2) 児童生徒・保護者・教員等を対象としたアンケート実施 別紙 2 参照

4 校名のあり方検討時のポイント（例）

- ① 校名検討の意義・必要性は何か
- ② 校名検討時に大切にすべき点は
- ③ 校名検討（・変更時）に併せて取り組むべきことは

(「長野県特別支援学校整備基本方針」より)

5 その他

(1) 校名の考え方

現 状

《学校の名称に関する経緯》

- 昭和 22 年、学校教育法で、盲学校・聾学校・養護学校については、それぞれ視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者及び肢体不自由者の教育等を行うことが規定された。その後、昭和 36 年の同法改正で、養護学校の対象者に病弱者が加わった。
- 本県では、視覚障がいと聴覚障がいの学校については、昭和 23 年以降、「盲学校」、「ろう学校」の校名が使用されている。また、知的障がい、肢体不自由、病弱の学校については、開校時より「養護学校」の名称が使用されている。
- 平成 18 年の学校教育法改正により、盲・ろう・養護学校は、障がい種別を越えた「特別支援学校」に一本化された。これを受け、本県では平成 18 年度に盲学校設置条例、ろう学校設置条例及び養護学校設置条例を廃止し、特別支援学校設置条例に一本化した。
- 法改正を受けて全国の多くの自治体では、校名変更の検討がなされ、本県においても平成 19 年度に検討を開始した。その際、盲学校・ろう学校の関係者等からは校名存続を求める要望が出されたため、平成 21 年の特別支援教育連携協議会の報告書において、「学校の名称については、今後、学校、保護者、関係団体等からの意見や要望を伺いながら慎重に検討する」とした。

《全国状況》

- 全国では、約 8 割の学校が「養護学校」を「特別支援学校」「支援学校」「学園」等に名称変更した一方、盲学校、ろう学校については 7 割以上の学校が「盲学校」、「ろう学校」を使用している。

《参 考》

- 「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」検討報告書（令和 2 年 3 月 17 日長野県社会福祉審議会 障がい者権利擁護専門分科会）には、「養護されているわけではなく、スペシャルなニーズがある子どもであるから養護学校という名称を特別支援学校に変更してほしい」という意見が県民より寄せられた旨の記載がある。

今後の方向性

- 「養護学校」については、校名変更を要望する意見が多いことを踏まえ、関係者の意見を丁寧に聞きながら、名称変更を視野に検討を進めます。
- 「盲学校」「ろう学校」については、校名存続を求める要望が多く、全国的に「盲学校」「ろう学校」の使用が多いことから、名称変更の是非も含め検討を進めます。

【対象者】 児童生徒・保護者・職員・同窓会・学校評議員・地域住民：アンケート（任意回答）
障がい関係団体：個別に訪問して意見聴取

○ アンケート結果

(1) 名称のあり方・方向性等について（盲学校・ろう学校・養護学校別のご意見）	
盲学校 ろう学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校名は伝統や愛着があり、今の名前前で定着している。視覚障がいのある生徒が長い校名を書くのは大変では ・盲学校としての伝統を維持してもらいたい。障がいは隠すべきことでなく、ともに共生社会を創るべき。 ・卒業生の心の拠り所で、昔からの名称で親しんでいる。母校を愛する同窓生の思いを大切にしたい。 ・幼少期から「ろう学校」という名称に親しみ慣れている。子どもも「支援」という言葉が入ると普通の学校との差別を感じると話している。 ・「～支援」の場合、「足りないものを補う」というイメージがあり違和感がある。 ・「特別」の言葉の使用によって、特別と普通に分けるレッテルを貼ることになる。「特別」のレッテルを貼られた子どもの未来の可能性を奪ってしまう。ろう教育の専門性を尊重し発達させることが大切。 ・「母校の校名が変わってしまう」が理由なら、それは誰もが有り得ること。今の児童生徒のことを考えた名称にした方がよい。 ・盲学校というと、全盲の方ではないと入れない印象がある。入学して、初めて視覚支援をしてくれる場所と知った保護者もいた。「視覚支援」と表示してあると、弱視の親御さんにもわかりやすい。 (外部の人に、盲学校には弱視の生徒もいることを伝えると驚かれることが多い) ・「ろう学校」という名称が社会の中に浸透していることを考えると変更しないでよいと思うが、名称を変えることで入学する人の気持ちが和らぐのであれば変えてもよい。 ・聴覚という言葉が入った方がより広い方々にニーズが分かりやすい。 ・校名に関わっての思いや考え方については、年代や障がいの状況・立場によっても異なる。
養護学校	<ul style="list-style-type: none"> ・慣れ親しんでいる校名であり、変わることで児童生徒が混乱してしまう心配がある。 ・障がいのある子どもへの支援学校として「養護学校」という名が馴染んでいて、誰でもわかりやすい。 ・障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち指導支援する特別支援教育。それに準じるならば、特別支援学校がよい。 ・養育と保護を全て含む養護学校でよいかと思ったが、法律上、変更したのであれば変更した方がよい。 ・42都道府県は校名を変更済みということもあり、名称変更の要望が多いなら、全国のようにしたい。 ・最近では、特別支援学校という言い方が一般的な気がする。養護学校という言い方をあまりしないのに、実際の名称は養護学校になっている。言い方がふたつあるようでややこしい。 ・障がい種にとらわれず、また重度重複障がいにも対応している特別支援教育という言葉に込められた願いを実現するためにも学校名の変更は必然。 ・盲学校、ろう学校、養護学校の総称を特別支援学校と考えると、各学校、子ども達の障がいに応じて専門的な環境や設備が整っているため、名称においても区別が必要。 ・養護という言葉に偏見を持つ人も多い。他県ではほぼ使われておらず、古いイメージを変えたい。 ・長いこと親しまれてきた名称であるが、子どもたちが書くには「養護」の漢字が難しすぎる。「支援」も同じ。子どもたちのことを考えてほしい。 ・名称を変えても社会に於ける立ち位置は変わらないかもしれないが、名称を変えるチャンスがあるならば試してみても良い。

(2) 名称に寄せる思い（全般的なご意見）

- ・地元や地域から親しみやすい名称がよい。
- ・児童生徒が言いやすい名称がよい。
- ・市内に1校の養護学校ではなくなったので、地域がわかる名前がよい。
- ・養護学校の名称が変更されるなら、盲学校やろう学校も同じように（ある程度合わせた形に）変更した方がよい。
- ・視覚の特別の支援を必要、という意味合いのように、障がい種は可能であれば含まれた方がわかりやすさはある。
- ・シンプルで分かりやすい「地名＋特別支援学校」のような名前がよい。
- ・「地名＋支援学校」のように、特別ではなく当たり前の支援を提供したい。
- ・「地名＋シンボル＋学校種名」のような児童生徒が親しみを持ち、明るい響きの校名がよい。
- ・地名は所在の地域だけでなく、分教室もあるため、広域の学校である事がわかるものがよい。
- ・特別支援といった表記を無くすことで、特別扱いされる精神的負担を減らすことができる。
- ・将来を見越した校舎改築の準備が進められている中、ハード面ばかりでなく、新しい未来の学校の創造という意味でもそのシンボルとなるような校名がよい。
- ・支援は災害などで困っている人など特別な理由に使うべきで、ハンデが有る無し関係なく、日々日常生活を送っている人に使うべきでない。日常生活では偏見差別を生む恐れがある。養護も支援も校名に使うのは、結局、健康体の人の上から目線の言葉になってしまうことも考えながら変更してもらいたい。
- ・暖かく受け入れてくれそうな名前がよい。
- ・ひらがなやカタカナ、英語（！？）が入っていると柔らかいイメージや明るいイメージになってよい。
- ・〇〇町の「元気がでる公園」のように、何も関係ないけど、希望のある名前がよい。
- ・海外では Special school というように、グローバルな視点からも特別支援学校のほうが海外でも通用する。養護の翻訳は難しい。
- ・将来的に地域を担う役割（場所）になっていくのであれば「学園」等の名称もよい。
- ・学園とつけると私学的に見えてしまうので避けた方がよいのでは。

医療的ケア児等支援センター設置事業

障がい者支援課

1 目的

医療技術の進歩に伴い、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である障がい児（者）が増加している。

そのため、令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において県の責務とされた支援センターを設置し、医療的ケア児等及びその家族が、個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう各種取組を強化する。

2 事業内容

令和4年4月から「長野県医療的ケア児等支援センター」を新たに県庁内に設置して、以下の取組を推進。

区分	取組内容	
専門性の高い職員の配置	センター長（障がい者支援課長が兼務）の下に ・相談支援管理職員 1名（任期付職員）※別に職員給与費で計上 ・専門性のある医療職 2名 を配置	
本人・家族・関係者等からの相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回訪問による助言支援（教育現場へのアウトリーチ支援を強化） ・圏域コーディネーターへの助言支援等 ・関係行政機関との情報共有、共同での対応 ・自立に向けた支援（就労支援等）を強化 ・医ケア児支援の広報啓発（センター窓口機能の明確化） 	
関係機関との連携体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・連携推進会議の開催（県、圏域） 全県及び各圏域における推進会議を開催して、情報を共有しながら地域課題の把握・解決方策の検討を行う中で、関係機関の連携を図り取組を強化 	
支援人材の育成等	支援者養成	・圏域での個別支援に必要な知識等の習得
	コーディネーター育成	・圏域での指導役に必要な知識の習得、実習
	多職種チーム医療研修	・多職種での支援に必要な知識の習得、実習（歯科医師・リハビリ専門職研修を追加）